

(地Ⅲ110)

平成 21 年 8 月 26 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

感染症法施行規則の一部を改正する省令の施行について

新型インフルエンザ（A/H1N1）が本格的な流行状態にある状況に鑑み、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長から各都道府県等の新型インフルエンザ担当部局に対し、添付のとおり通知されるとともに、関連の事務連絡も同時に発出され、本会にも協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

今回の通知は、①新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む）を医師が診断した場合の感染症法第 12 条第 1 項の規定に基づく保健所への届出を当分の間中止したこと、②ただし、その際にも従来どおり問診等により集団の発生が疑われる場合には保健所へ連絡すること、③クラスターサーベイランスにおいて、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するために行っていた PCR 検査は、原則必要ないこととしたこと、等を主な内容としています。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会および会員に対し周知いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発 0825 第 1 号
平成 21 年 8 月 25 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 }

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 136 号。以下「改正省令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、施行されることとなったところである。

改正の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要

- 1 医師が、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。
- 2 当分の間、医師が、新型インフルエンザ（A/H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出は、当分の間、不要であること。

第 2 施行期日

公布の日（本日）から施行する。



健感発 0825 第 2 号
平成 21 年 8 月 25 日

各
〔 都道府県
政 令 市
特 別 区 〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる場合
における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 7 月 22 日健感発第 0722 第 2 号本職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」（以下「届出通知」という。）において、その症例定義や運用方針等について示し、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしてきたところである。

今般、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の集団での発生が急増していることが確認されたことを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）が改正され、法第 12 条の規定に基づく医師の届出が、当分の間、不要とされたところであるが、これを受け、今後の新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団での発生の把握及び当該集団に対する感染拡大防止対策について、下記のとおりに対応とすることとしたので、その実施に遺漏なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

記

第 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、今般、その感染の急激な拡大が確認され、本格的な流行が始まったと判断される状況となっていて、今般、今般は、感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止するが、感染の

急激な拡大を可能な限り抑制するための個々の集団発生の端緒を把握するための取組は継続するものとし、これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図ることとする。

第2 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る医師からの連絡と感染拡大防止対策の実施について

1 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の端緒の把握

6月19日に公表した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）に基づき、感染の急激な拡大を可能な限り抑制するために、集団発生での端緒を迅速かつ正確に把握する観点から、引き続き、以下のように実施することとする。

- (1) 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合、当該患者に対する問診等を行い、当該患者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われるかどうかを判断する。

問診等により、集団的な発生が疑われると判断した場合、医師は、直ちに次に掲げる情報を最寄りの保健所に連絡する。

ア 患者の属する施設の名称及び所在地

イ 患者から聴取した疫学情報（主に患者の属する施設で、どのような症状の者が、どの程度発生していると推測されるか等）

- (2) 当該連絡を受けた保健所は、それまでに得ている情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

また、保健所は、学校の設置者や社会福祉施設等の施設長等から、当該施設内において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の複数の患者の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合においても、同様に、都道府県等の本庁に報告を行う。

- (3) なお、現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエン

ザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

2 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生に対する感染拡大防止のための取組の徹底

1により把握した新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団での発生が疑われる施設等に対しては、運用指針（改定版）に基づき、適切な感染拡大防止対策を講ずることとする。その実施に当たっては、現在の全国的に感染が急激に拡大しつつある状況に鑑み、より迅速な対策を実施することをその要点とし、以下のような対応とする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、必要に応じて当該施設等に対する積極的疫学調査を実施し、集団における感染状況等を把握する。

なお、ここでいう積極的疫学調査は、より迅速な対応を重視し、当該施設等の施設長等と連携した簡便な方法で実施するものとして差し支えない。

- (2) (1)の積極的疫学調査により把握した感染状況や管内における新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況等に鑑み、集団での発生が疑われる施設等に対し、当該施設において、既に適切な感染拡大防止対策が講じられていない場合には、次に掲げる感染拡大防止対策を実施するものとする。

ア 臨時休業の要請

感染状況等の情報や管内における新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行状況等に鑑み、当該施設等に対し、必要に応じて臨時休業の要請を行う。

イ インフルエンザ様症状を呈する者に対する対応

(1)における積極的疫学調査により把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対しては、外出自粛の要請を行う。この場合においても、迅速な対応を重視し、保健所からインフルエンザ様症状を呈する者に対し、直接的に要請等を行うのではなく、集団での発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、必要な対応を行うこととしても差し支えない。

ウ 施設等を通じた注意喚起

集団の発生が疑われる施設等の施設長等を通じ、手洗い・うがいの励行や咳エチケットなど、基本的な感染症対策の徹底等呼びかけることとする。特に、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される者に対して、必要な対応を呼びかけることとする。

3 基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる事例が発生した場合の対応について

今般、基礎疾患を有する者等で重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が確認される事例が何例か報告されたところ、重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる旨の連絡を受けた場合は、以下の対応を迅速に講ずることとする。

- (1) 医師等からの連絡により集団での発生が疑われる施設等を把握した保健所は、当該施設等の施設長等と連携し、施設内でインフルエンザ様症状を呈する者を迅速に把握する。
- (2) 保健所は、(1)で把握したインフルエンザ様症状を呈する者に対し、速やかに医療機関を受診するよう勧奨するとともに、医師の判断により、PCR検査を実施する。
- (3) また、当該施設でインフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触したと判断される基礎疾患を有する者であって、重症化するおそれがある者については、予防投与の必要性について、医師の判断により、検討することとする。
- (4) さらに、当該施設等の職員等で、インフルエンザ様症状を呈する者と濃厚に接触した者については、適切な感染防止対策の実施を求めることとする。



健感発 0825 第 3 号
平成 21 年 8 月 25 日

各 都道府県
政令市
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 7 月 22 日健感発第 0722 第 2 号本職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」において、その症例定義や運用方針等についてお示し、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしてきたところである。

今般、法第 12 条の規定に基づく医師の届出によって、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の集団での発生が急増していることが確認されたところであり、これを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生省令第 136 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、同日から施行されることとなったところである。については、今後の法第 12 条の規定に基づく医師の届出等を、下記のとおりとすることとしたので、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、平成 21 年 7 月 22 日健感発 0722 第 2 号当職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」は、本日をもって廃止する。

記

第 1 症例定義

新型インフルエンザ（A/H1N1）の症例定義を別紙のとおりとする（変更なし）。

第2 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る医師からの届出について

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る法第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医師の届出が不要とされたところであるが、本年6月19日に公表した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」においては、大規模な流行につながるおそれのある集団での発生に対しては、必要な感染拡大防止対策を講じていくこととしていることから、平成21年7月22日健感発0722第2号当職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」に規定する「集団発生の端緒の把握」のための取組は、引き続き、講じていくものとする。

その取組の詳細については、平成21年8月25日健感発0825第2号当職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」において、示すこととしたので、参照されたい。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳、鼻汁又は咽頭痛等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱（38℃以上）、熱感、全身倦怠感などがみられる。また、消化器症状（下痢、嘔吐）を伴うこともある。

なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと医師が診断した場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から、医師が新型インフルエンザを疑った場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽

事務連絡
平成21年8月25日

各
〔都道府県
政令市
特別区〕
新型インフルエンザ担当部（局）

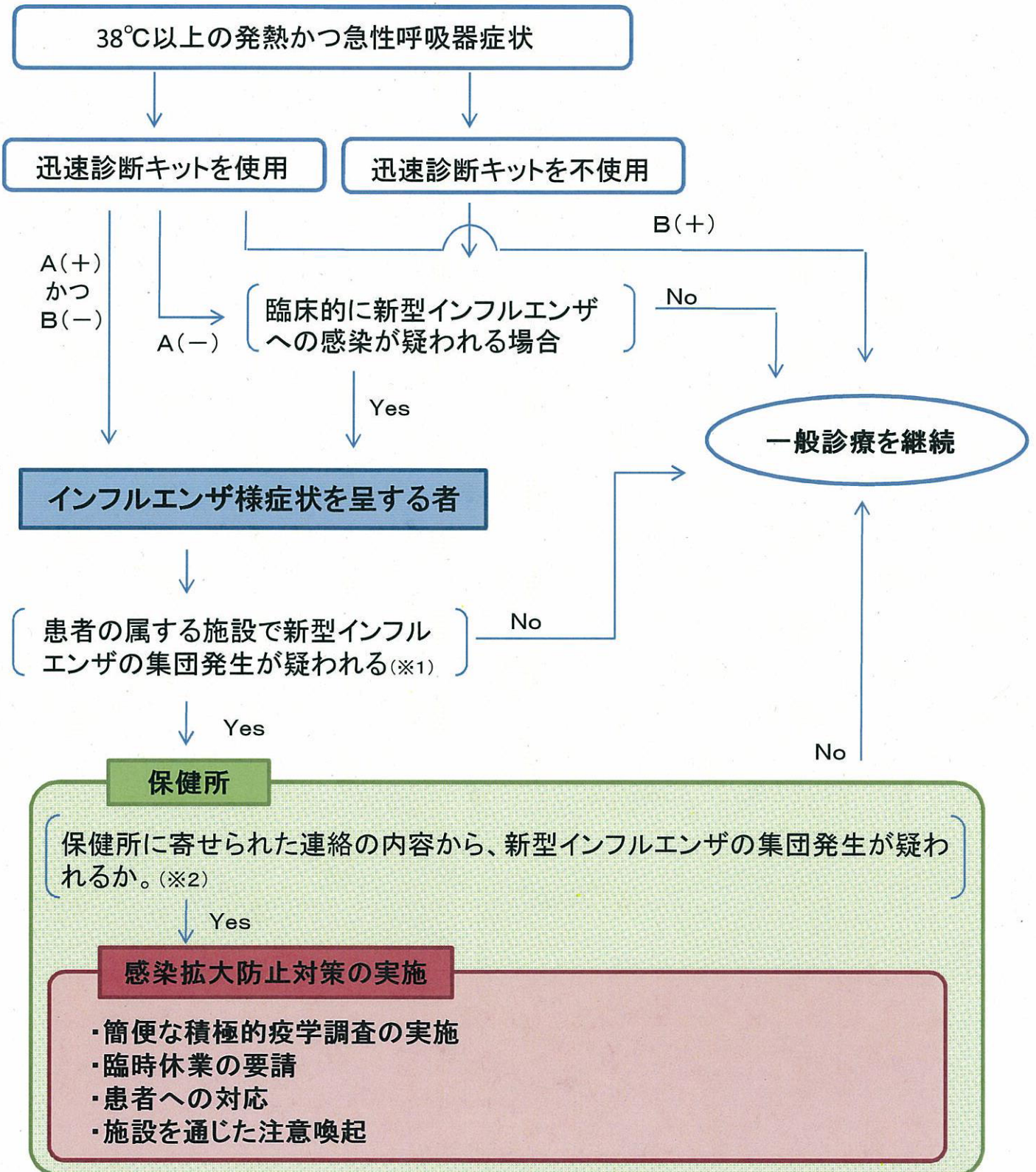
厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）

標記について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第136号）が、本日、公布され、同日から施行されることとなったところであるが、その運用に係る参考資料を、下記のとおり作成したので、貴管内の関係者に対して周知願いたい。

記

- 別紙1 医師からの報告と感染拡大防止対策の実施の流れ
- 別紙2 省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ&A
- 別紙3 今後のクラスターサーベイランスの実施について



※1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をしていただきます。具体的な連絡対象等はQ&Aを参照のこと。

※2 重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、施設長及び医師等の連携し、特に迅速な対応を徹底してください。

省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ & A

平成 21 年 8 月 25 日

1 医師の届出に関するQ & A

問1 今般の省令改正で、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者を診断した場合でも、保健所に対する届出は不要になったのか。

6月19日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）が策定され、新型インフルエンザ（A/H1N1）について、個々の発生例すべてを把握するのではなく、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団発生を重点的に把握する旨の方針が示されました。

これを受け、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、

- ① 問診等により、集団での発生が疑われる患者を確認した場合に、保健所へご連絡いただき、集団発生の端緒を把握するとともに、
- ② 保健所が、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的な発生していると判断した場合には、当該施設の患者について、保健所からの連絡を行うことによって、感染症法第12条の規定に基づく届出を求め、集団発生の規模を特定し、感染の拡大状況を把握していたところです。

今般、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の急激な増加が確認されたことから、運用指針（改定版）の「5. 更なる変化に備えて」において、患者数が大きく増加した場合には、感染拡大の早期探知の取組を停止する旨規定されていることに鑑み、感染症法第12条の規定に基づく医師の届出（②）を不要とすることとしました。

ただし、集団発生の端緒は、引き続き把握し、集団発生が生じている施設等に対する感染拡大防止対策は継続していくこととしておりますので、医師の皆様には、引き続き、集団での発生が疑われる患者を診察した際の保健所に対する連絡（①）をお願いいたします。

問2 「インフルエンザ様症状の患者を診察した場合であって、患者が属する施設において新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われるような場合」とは具体的にどのような場合か。

問診の結果、患者の周囲に複数のインフルエンザ様症状を呈している者がいる可能性があるとして判断される場合や、医師が同一の施設に属する患者でインフルエンザ様症状を呈する者を1週間以内に2名以上診察した場合等をいいます。

問3 「患者が属する施設において」とあるが、具体的に何を指すのか。また、逆にどのようなものが当たらないのか。

学校、社会福祉施設、医療施設、職場、部活、サークル、塾、集団生活をしている寮などが当たります。

逆に、集団の規模が小さい家族（家）や、反復して、継続的に、同一の者が接触することとはならないスポーツクラブ、イベント（スポーツ大会、結婚式、祭り）などは、一義的には当たりません。ただし、地域で定期的開催される大規模なイベントなどは、大規模な感染拡大の端緒を捕らえる可能性があるため、当該イベントに参加していた者の中でインフルエンザ様症状を呈する者を複数診断した場合、保健所への連絡の対象としていただくことが望まれます。

問4 問3で「患者が属する施設」として挙げられた施設において、複数のインフルエンザ患者が発生している疑いがあると判断される場合は、集団の規模等にかかわらず、保健所への連絡対象となるのか。

集団内における感染拡大を防止する趣旨に鑑み、ある程度の規模以上の集団を対象とすべきであると考えています。そのため、家族や小規模なものは対象としないこととしており、目安としては10人以上の集団について、連絡の対象として考えてください。

問5 学校は連絡の対象となるとのことであるが、それは学級単位で考えるのか。この判断によって、連絡対象が大きく変わることになる。

学校単位で判断することとします。

2 保健所の対応に関するQ&A

問1 医師等から、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団で発生しているおそれがある旨の連絡を受けた場合に、PCR検査は必要か。

原則、実施する必要はありませんが、地域における感染状況やPCR検査の実施状況等を踏まえ、都道府県等の判断で実施していただくことは、差し支えありません。

問2 集団での発生が疑われる施設等に対する積極的疫学調査について、「より迅速な対応を重視し、当該施設の施設長等と連携した簡便な方法で実施するものとして差し支えない」との記載があるが、「簡便な方法」とは具体的にはどのような方法か。

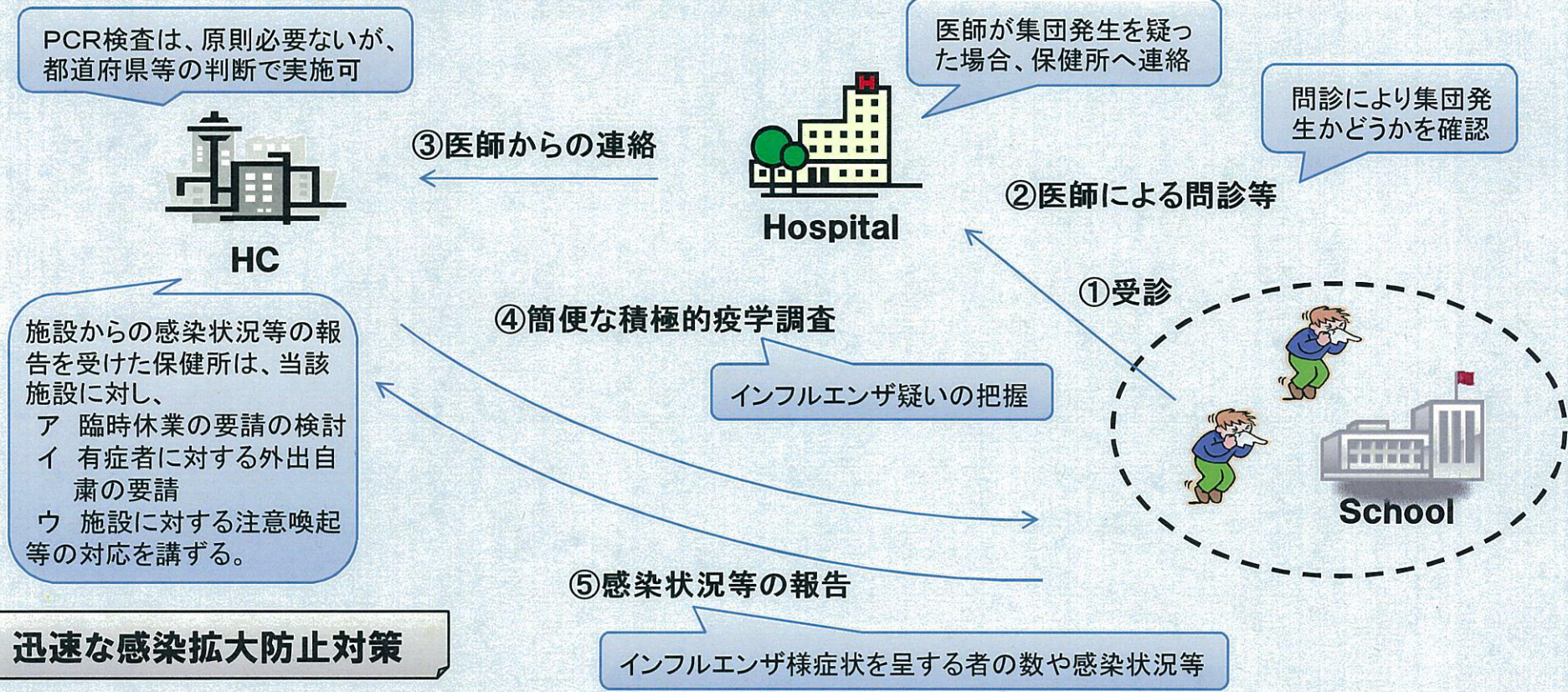
インフルエンザ様症状を呈する者の把握を、保健所が直接的に行わずに、施設の施設長等に依頼し、施設の施設長等から電話等により把握するなどの方法が考えられます。

今後のクラスターサーベイランスについて

【原則】 新型インフルエンザ(A/H1N1)については、今般、その感染の急激な拡大が確認され、本格的な流行が始まったと判断される状況となっているところ、今後は、我が国全体における感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止するとともに、個々の集団発生 of 端緒を把握するための取組は継続するものとし、これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図ることとする。

【構成】 クラスターの端緒の把握 → 医師に対し幅広に報告を求める。

クラスターの端緒の把握について



事務連絡
平成 21 年 8 月 25 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 7 月 24 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」(以下「サーベイランス事務連絡」という。)でお示しし、貴管内の関係機関への周知徹底とその着実な実施をお願いしてきたところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)の一部が改正され、新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 12 条に規定する医師の届出が不要とされたところ、今後、新型インフルエンザ(A/H1N1)のサーベイランス体制を下記のとおりとするので、その実施に遺漏なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、平成 21 年 7 月 24 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」は、同年 8 月 24 日をもって廃止することとする。

記

第 1 新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制については、次に掲げるとおり、実施することとする。

- 1 地域における感染拡大の早期探知のためのサーベイランス
 - (1) クラスタ(集団発生)サーベイランス(別添 1)
 - (2) インフルエンザ様疾患発生報告(別添 2)
- 2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス
 - (1) ウイルスサーベイランス(別添 3)
 - (2) インフルエンザ入院サーベイランス(別添 4)

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

(1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

第2 本事務連絡においては、第1に掲げるサーベイランスにおいて、感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化の防止や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合があることから、その円滑な実施を図るため、次に掲げる事象を把握した都道府県、保健所設置市又は特別区の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。

- (1) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
- (2) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
- (3) 新型インフルエンザ（A/H1N1）の入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したことを把握した場合、インフルエンザ脳症を発症している場合又は集中治療室に入室している場合
- (4) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合（検案により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合を含む。）
- (5) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
- (6) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合

2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。

第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、法第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいうものとする。

クラスター（集団発生）サーベイランス

第1 目的

新型インフルエンザ（A/H1N1）について、放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を早期に把握する。

第2 実施の概要

新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の端緒の把握

- 1 保健所は、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長等からの連絡により、同一の集団において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われる事例を把握する。

(1) 医師からの連絡

医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡する。

(参照)

- ・ 平成 21 年 8 月 25 日健感発 0825 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）での集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」

(2) 学校の設置者からの連絡

学校の設置者は、インフルエンザに感染し、若しくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合又は臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に、保健所に対して情報伝達を行う（別紙1参照）。

(参照)

- ・ 平成 21 年 6 月 26 日 文部科学省 高等教育局 教育企画課 課長事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第9報）」
- ・ 平成 21 年 6 月 26 日 文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課/スポーツ・青少年局 学校健康教育課 事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」

(3) 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する（別紙2参照）。

（参照）

- ・ 平成21年8月25日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

- 2 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。
- 3 現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

第3 厚生労働省に対する報告について

- 1 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。
 - (1) 第2の2で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報
 - (2) 都道府県等において臨時休業の要請を行い、実際に臨時休業した施設数
- 2 (1)の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

- 1 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。
- 2 なお、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後、地域における感染拡大の早期探知のための集団発生の把握は中止するが、各自治体において、ウイルスの感染性や病原性の変化を把握するた

め、一部の集団発生について疫学調査や確認検査を行うことは差し支えない。

第5 その他

- 1 第2の3の検査を実施し、新型インフルエンザ（A/H1N1）が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム（NESID）の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 第2の3で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的> 地域における新型インフルエンザの発生を早期に探知すること

学校の設置者

保健所は、学校保健安全法第18条及び学校保健安全法施行令第5条の規定に基づき、学校の設置者から、以下のいずれかの基準を満たす場合に連絡を受ける。

- ① 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合
 - ② 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合
- ※ ①については、保健所は、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）において7日以内に2名以上の出席停止者が発生していないか確認する。（簡易迅速検査でB型が確定された場合は除外する）

迅速な連絡

また、保健所は、出席停止が行われたとき、又は、出席停止が行われなかった場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で、7日以内にインフルエンザ様症状（※）による2名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に初期から情報伝達がなされるよう、あらかじめ学校の設置者及び校長と十分に連携し、体制を整えておくこととする。

※ 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう。
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

保健所

保健所は、学校の設置者から連絡を受けた場合、学校における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

- ① 学校の設置者に対し、患者（疑い者）が、医師の診断により、臨床症状及び簡易迅速検査の結果（A型陽性）等を踏まえ、インフルエンザと診断されたことを確認する。
- ② 学校の設置者に対し、学校内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

迅速な対応

保健所は、学校における感染状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や学校に通う者の状況等を勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 臨時休業の要請（学校の設置者からの臨時休業等に関する相談への対応を含む。）
- ② 学校における基本的な感染防止対策の徹底の指導の依頼
- ③ 学校における基礎疾患を有する者等に対する早期受診、早期治療の指導の依頼

学校の設置者

社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞社会福祉施設等での新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生を早期に探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※1）を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が次の条件を満たす場合は、保健所に連絡する。（※2）

インフルエンザ様症状を有する者について、医師（嘱託医や主治医等）が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。（※3）

※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

- ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
- ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。

※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

迅速な連絡

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設者等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

保健所は、施設等における感染状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 臨時休業の要請の検討（施設長等からの相談への対応を含む。）
- ② インフルエンザ様症状を呈する者に対する外出自粛の要請等
- ③ 施設等に対する基本的な感染防止対策の徹底の呼びかけの依頼

重症化するおそれが高い者が集団生活する施設等において、集団発生しているおそれがある旨の連絡を受けた場合、迅速に以下の対応を講じるものとする。

- ① 早期受診を勧奨するとともに、医師の判断により、PCR検査を実施
- ② 施設内の濃厚接触者に対する予防投与の検討
- ③ 施設の職員等でインフルエンザ様症状を呈する者又は濃厚接触者に対する外出自粛の要請

迅速な対応

社会福祉施設等の施設長等

インフルエンザ様疾患発生報告

第1 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の休校数等を把握する。

第2 実施の概要

- 1 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。
- 2 保健所は、1で入手した情報を、1週間分（日曜日から土曜日まで）集計し、翌週月曜（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

（参照）

- ・昭和 48 年 9 月 20 日衛情第 102 号「インフルエンザの防疫対策について」
- ・平成 21 年 5 月 22 日健感発第 0522003 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について」

第3 厚生労働省への報告

都道府県等は、第2により入手した情報を、速やかに報告することとする。
当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

従来、季節性インフルエンザの発生がおさまる夏期には本サーベイランスを中断しているが、本年においては夏期も継続する。

夏期休暇中も、学校の部活動単位等において、インフルエンザ様症状による2名以上の欠席者が発生した場合には、保健所はその情報を学校等から受けることとする。

その後、秋から冬、更には来年春にかけて、新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行が見込まれる時期を経て、その流行がおさまって小康状態となるまで継続する。

ウイルスサーベイランス

第1 目的

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立てる。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型（A型、H1、H3、新型H1、B型）を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザ（A/H1N1）の割合を評価する。

第2 実施の概要

- 1 都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、所管している地方衛生研究所と協議を行い、本サーベイランスにおいて検査を行う検体数の上限をあらかじめ定めておくこととする。
- 2 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限に達するまで、インフルエンザ定点医療機関として、保健所に報告する全てのインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者について、検体を採取する。
- 3 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりの季節性インフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限を超えるようになった場合、インフルエンザ定点医療機関として保健所に報告するインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の一部に限り、状況に応じて、検体を採取する。この際、年齢区分等に応じ、バランスのとれたサンプリングを行うよう留意しつつ、各地方衛生研究所であらかじめ取り決めた計画に基づき、実施することとする。
- 4 保健所は、2、3で採取された検体を入手し、地方衛生研究所に送付する。
- 5 地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付されたすべての検体について、確認検査を行う。
ここでいう確認検査とは、ウイルスの分離・同定又はPCR検査をいうものとし、都道府県等と地方衛生研究所との間であらかじめ協議し、両者のバランスに配慮して実施する。特に、一定数は、ウイルスの分離・同定を行うことに努めることとし、PCR検査については、クラスターサーベイランスやインフルエンザ入院サーベイランス等における診断のためのPCR検査の実施状況をも勘案しつつ実施する。なお、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含めた標準抗血清及び標準抗原が配布されるまでの時期においては、ウイルスの分離・同定を行い、赤血球凝集抑制（HI）試験の結果が、A（+）、H1（-）、H3（-）、B（-）となった場合には、新型インフルエンザ（A/H1N1）ウイルスである可能性

が高いとみなし、「A not subtyped」とする。この場合、PCR検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）であることを確認する。

- 6 都道府県等は、地方衛生研究所と連携し、検査に係る情報を把握する。また、ウイルスの分離・同定とPCR検査の結果が重複して計上されないように注意する。

(参照)

- ・平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」

第3 厚生労働省に対する連絡

- 1 地方衛生研究所は、第2の5の検査結果が判明し次第、直ちに厚生労働省に対して、検査に係る情報を報告することとする。
当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。
- 2 都道府県等は、第2の6で入手した情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

- 1 インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。
- 2 都道府県等は、第3の2の報告を行う際は、1週間ごとにそれぞれの集計した結果を入力し、新たに判明した結果については過去に遡って入力する。また、新型インフルエンザ（A/H1N1）の診断目的の確認検査（入院患者等の診断を目的とした検査を含む。）と診断以外の目的の確認検査を区別する。
- 3 検体のサンプリングの実施計画については、その考え方を国立感染症研究所においてとりまとめ、別途送付する予定である。
- 4 地方衛生研究所における抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性ウイルスの確認方法については、国立感染症研究所より、別途、実施要綱を送付する予定である。実施要綱に基づき、都道府県等においては実施体制の整備に努めることとする。

インフルエンザ入院サーベイランス

第1 目的

新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された入院患者の数及びその臨床情報を把握することにより、当該感染症による重症者の発生動向や病原性の変化等について推察、把握する材料とする。

第2 実施の概要

- 1 すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合（ただし、インフルエンザ迅速診断キットB型陽性である場合等、新型インフルエンザ（A/H1N1）であることが除外される場合を除く。）、所管の保健所に対し連絡を行う。また、当該医療機関においては、極力、患者の検体を採取しておくこととする。
- 2 当該連絡を受けた保健所は、患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査を行うよう依頼する。
- 3 PCR検査が陽性だった場合、保健所は、患者の入院する医療機関に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。
- 4 また、保健所は、患者の入院する医療機関と連携し、患者の臨床情報を、週に一度、原則として報告日の前日に更新するものとし、更新した最新の情報を火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに、都道府県等の本庁に報告する。

第3 厚生労働省に対する連絡

- 1 都道府県等は、第2の3で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。
- 2 都道府県等は、第2の4で入手した情報を、速やかに厚生労働省に対して報告することとする。
当該報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム（iNESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施することとするが、新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大し、患者数が多くなった時期には、上記の運用方針（報告方法、報告様式等）について、適時に見直しを行う。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

第5 その他

- 1 第2の2で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。
- 2 本サーベイランスにおいて報告の対象となるインフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものとは、すなわち、一定程度以上の重症患者である。

インフルエンザサーベイランス

第1 目的

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

第2 実施方法

- 1 インフルエンザ定点医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、インフルエンザと診断した患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。

（参照）

- ・ 平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」
- 2 新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）に係る情報については、法第14条の規定に基づく届出と同様の様式、方法にて、保健所に報告を行うものとする。

第3 厚生労働省に対する報告について

保健所は、第2により入手した情報を、毎週水曜までに、厚生労働省に報告することとする

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。

別添6

新型インフルエンザに係るサーベイランス体制についてのQ & A

平成 21 年 8 月 25 日

1 全体

問1 今般、サーベイランス体制は、どのように変わったのですか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）のサーベイランス体制については、平成21年7月24日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」において、総合的にお示ししてきましたが、その中のクラスターサーベイランスによって、今般、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の急激な増加が確認されたところでした。これを受け、全国的に感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止することとし、感染症法第12条の規定に基づく医師の届出が不要とされることとなりました。

ただし、クラスターサーベイランスにおける集団の端緒の把握は、今後も継続することとされておりますので、引き続き、平成21年8月25日健感発0000号第0号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」をご参照の上、適切な対応をお願いいたします。

問2 サーベイランスにより把握された患者が新型インフルエンザ（A/H1N1）と確定された場合、感染症法に基づく届出は行うのですか。

不要となります。

問3 今後、感染症サーベイランスシステム（NESID）疑い症例調査支援システムへの入力が必要ですか。

6月19日に改定した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」を踏まえ、今後、全ての患者（疑い患者を含む。）を把握するのではなく、新型インフルエンザの集団における患者発生を重点的に、可能な限り早期に探知することから、疑い症例調査支援システムへの入力は必ずしも必要ではありません。ただし、自治体が活用することについては、特に差し支えありません。

2 クラスタ（集団発生）サーベイランス

平成21年8月25日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）」における別紙2（Q&A）をご参照下さい。

3 ウイルスサーベイランス

問1 病原体定点医療機関を受診した患者の検体を検査するのはなぜですか。

病原体定点医療機関においては、流行しているインフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、ウイルスの病原性の変化の把握や治療方針の見直し等に役立てることになります。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体に占める新型インフルエンザの割合を評価することにより、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生動向を的確に把握することとなります。

問2 病原体定点医療機関を受診した全ての患者について、新型インフルエンザの検査を行うのですか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の検査を行う対象は、病原体定点医療機関を受診し、保健所に報告する全てのインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者です。インフルエンザの患者の発生状況に応じた、検体の採取に係る考え方については、別添3をご参照下さい。

検体の検査については、インフルエンザ迅速診断キットB型が陽性となる等、新型インフルエンザが除外される場合、医師は検体の採取は行いますが、都道府県等は新型インフルエンザの検査を行う必要はありません。

また、集団発生が増える等、新型インフルエンザ（A/H1N1）の診断のための検査の数が多の場合、迅速に新型インフルエンザの集団発生等を把握する観点から、自治体の状況に応じて、診断のための検査を優先して差し支えありません。

問3 ウイルスサーベイランスにおいて検体を採取した場合、すぐに新型インフルエンザ（A/H1N1）の検査を行う必要がありますか。

病原体定点医療機関においては、個人の診断ではなく、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生動向を把握する観点から、検体を採取した後、すぐに検査を行う必要はありませんが、地方衛生研究所においてあらかじめ定めたウイルス分離のスケジュールに従って、少なくとも1週間に1回程度は行うことが望まれます。

問4 インフルエンザの患者が少ない時は、検体を採取しなくてもよいですか。

今後、新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染拡大を早期に探知することが重要であることから、インフルエンザの患者が少ない時期にあっても、インフルエンザと診断された者については、インフルエンザとあわせた新型インフルエンザ検査のための検体の採取をお願いします。

問5 新型インフルエンザの検査を行うために検体を採取することについて、患者の同意が得られない場合、検体を採取しなくてもよいですか。

インフルエンザの発生動向を的確に把握するために、検体を採取し、検査を行うことは重要であることを患者に説明し、同意を得た上で、インフルエンザの検体を採取し、検査を行うことが重要です。

4. インフルエンザ入院サーベイランス

問1 入院したインフルエンザ様症状を呈する患者の検査をするのはなぜですか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者のうち、重症になる者を把握することにより、重症化及びウイルスの性状変化を早期に把握する観点から、インフルエンザ様症状を呈する入院患者を把握した場合、確認検査により、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者であるかどうかの判別を行い、臨床情報を把握します。

問2 インフルエンザの患者について、入院紹介元もしくは入院紹介先の医療機関のうち、どちらが保健所に報告するのですか。

入院したインフルエンザの患者が新型インフルエンザであった場合、臨床経過を把握する必要があること等から、入院した先の医療機関が、当該患者について保健所へ報告するようお願いします。

問3 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後も、全ての入院患者について検査を行いますか。

当該時期における方針については、適時、見直すこととします。

5 インフルエンザサーベイランス

問1 インフルエンザ定点医療機関においては、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者について、インフルエンザの届出と同様の様式、方法で、報告する旨の記載がありますが、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者数等は、インフルエンザの患者数を合計して、報告することは可能ですか。

問題ありません。

新旧対照表

(変更点は下線部で示す(本改正は全部改正。))

改 正 案	現 行
<p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について</p> <p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制については、平成21年7月24日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」(以下「サーベイランス事務連絡」という。)でお示しし、貴管内の関係機関への周知徹底とその着実な実施をお願いしてきたところである。</p> <p>今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)の一部が改正され、新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第12条に規定する医師の届出が不要とされたところ、今後、新型インフルエンザ(A/H1N1)のサーベイランス体制を下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。</p> <p>なお、平成21年7月24日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」は、同年8月24日をもって廃止することとする。</p>	<p>新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について</p> <p>新型インフルエンザにかかるサーベイランス体制については、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて(依頼)」及び平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について」等においてお示しし、貴管内の関係機関への周知とその着実な実施をお願いしてきたところである。</p> <p>今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)の一部が改正され、平成21年7月22日健感発第0722002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る症例定義及び届出様式等について」において、新型インフルエンザ(A/H1N1)の集団発生の把握についてお示したほか、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生に係る情報をより迅速に共有するために、暫定的なサーベイランスシステムであるiNESIDを構築し、運用を開始することとなったところ、新型インフルエンザに係る今後のサーベイランス体制を下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。</p> <p>なお、本事務連絡は、平成21年6月25日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」について、その内容を補足の上、改正するものであり、平成21年7月24日より適用することとする。また、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて(依頼)」、平成21年6月10日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について」は、同年7月23日をもって廃止することとする。</p>

記

第1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制については、次に掲げるとおり、実施することとする。

- 1 地域における感染拡大の早期探知のためのサーベイランス
 - (1) クラスタ（集団発生）サーベイランス（別添1）
 - (2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）
- 2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス
 - (1) ウイルスサーベイランス（別添3）
 - (2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）
- 3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス
 - (1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

第2 本事務連絡においては、第1に掲げるサーベイランスにおいて、感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合があることから、その円滑な実施を図るため、次に掲げる事象を把握した都道府県、保健所設置市又は特別区の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。
なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについては、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

(削除)

- (1) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
- (2) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合

記

第1 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制については、次に掲げるとおり、実施することとする。

- 1 感染拡大の早期探知のためのサーベイランス
 - (1) クラスタ（集団発生）サーベイランス（別添1）
 - (2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添2）
- 2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス
 - (1) ウイルスサーベイランス（別添3）
 - (2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）
- 3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス
 - (1) インフルエンザサーベイランス（別添5）

第2 本事務連絡においては、第2に掲げるサーベイランスにおいて、感染症サーベイランスシステム（NESID）等により、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、感染の急激な拡大や重症化、病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合があることから、円滑な対応を図るため、次に掲げる事象を把握した都道府県、保健所設置市又は特別区の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。
なお、当該連絡を受けた場合、最初の数例については、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

- (1) インフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生について、50人を超える規模のものを把握した場合
- (2) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
- (3) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
- (4) 新型インフルエンザ（A/H1N1）の入院患者が、入院中に人工呼吸

<p>(3) 新型インフルエンザ（A/H1N1）の入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したことを把握した場合、インフルエンザ脳症を発症している場合又は集中治療室に入室している場合</p> <p>(4) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合（<u>検案により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合を含む。</u>）</p> <p>(5) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合</p> <p>(6) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合</p> <p>2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。</p> <p>第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、<u>法第6条第6項第1号</u>に規定するインフルエンザをいうものとする。</p>	<p>器を使用したことを把握した場合、インフルエンザ脳症を発症している場合又は集中治療室に入室している場合</p> <p>(5) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合</p> <p>(6) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合</p> <p>(7) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合</p> <p>2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。</p> <p>第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第6項第1号</u>に規定するインフルエンザをいうものとする</p>
<p>別紙1</p> <p style="text-align: right;">1 地域における感染拡大の早期探知</p> <p style="text-align: center;">クラスター（集団発生）サーベイランス</p> <p>第1 目的 新型インフルエンザ（A/H1N1）について、放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を早期に把握する。</p> <p>第2 実施の概要 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の端緒の把握</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: right;">1 感染拡大の早期探知</p> <p style="text-align: center;">クラスター（集団発生）サーベイランス</p> <p>第1 目的 新型インフルエンザ（A/H1N1）について、放置すれば大規模な流行につながる可能性がある集団的な発生を早期に把握する。</p> <p>第2 実施の概要 1 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の端緒の把握</p>

1 保健所は、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長等からの連絡により、同一の集団において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われる事例を把握する。

(1) 医師からの連絡

医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡する。

(参照)

- ・ 平成21年8月25日健感発0825第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」

(2) 学校の設置者からの連絡

学校の設置者は、インフルエンザに感染し、若しくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合又は臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に、保健所に対して情報伝達を行う（別紙1参照）。

(参照)

- ・ 平成21年6月26日文部科学省高等教育局教育企画課長事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第9報）」
- ・ 平成21年6月26日文部科学省高等教育局私学部私学行政課/スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」

(3) 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する（別紙2参照）。

(参照)

(1) 保健所は、医師、学校の設置者、社会福祉施設等の施設長等からの連絡により、同一の集団（学校、学習塾、社会福祉施設、医療施設、職場等）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われる事例を把握する。

ア 医師からの連絡

医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡する。

(参照)

- ・ 平成21年型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」

イ 学校の設置者からの連絡

学校の設置者は、インフルエンザに感染し、若しくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合又は臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者（教職員を含む。）が発生した場合、迅速に、保健所に対して情報伝達を行う（別紙1参照）。

(参照)

- ・ 平成21年6月26日文部科学省高等教育局教育企画課長事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第9報）」
- ・ 平成21年6月26日文部科学省高等教育局私学部私学行政課/スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第8報）」

ウ 社会福祉施設等の施設長等からの連絡

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する（別紙2参照）。

(参照)

- 平成21年8月25日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

2 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行う。

3 現在のインフルエンザの流行状況等に鑑み、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生であることを確認するためのPCR検査は原則実施する必要はないが、地域におけるインフルエンザの流行状況等に鑑み、都道府県等の判断で、PCR検査を実施することは差し支えない。

(削除)

第3 厚生労働省に対する報告について

(削除)

1 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。

(1) 第2の2で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報

- 平成21年6月30日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター（集団発生）サーベイランスの協力について」

(2) 連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、地方衛生研究所にPCR検査の実施を依頼し、(1)で把握した集団発生が新型インフルエンザ（A/H1N1）によるものであるかどうかを把握する。

(新規)

2 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の規模の特定
都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく医師の届出により、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が確認された施設に属する患者の発生数等の情報を把握する。

第3 厚生労働省に対する報告について

1 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生に係る情報の報告
都道府県等は、当分の間、法第12条の規定に基づく医師からの届出を、国に対し、FAX等により、直ちに報告することとする。

2 その他クラスターサーベイランスの実施状況に係る情報の報告

(1) 都道府県等は、次に掲げる情報を、1週間分（月曜日から日曜日まで）集計し、翌週の火曜日（休日の場合はその翌営業日）までに報告することとする。

ア 第2の1の(1)で把握したインフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生に係る情報

(削除)

2 都道府県等において臨時休業の要請を行い、実際に臨時休業した施設数

2 (1)の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム (iNESID) で行うものとする。

第4 実施時期

1 新型インフルエンザ (A/H1N1) を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

2 なお、新型インフルエンザ (A/H1N1) を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後、地域における感染拡大の早期探知のための集団発生の把握は中止するが、各自治体において、ウイルスの感染性や病原性の変化を把握するため、一部の集団発生について疫学調査や確認検査を行うことは差し支えない。

第5 その他

1 第2の3の検査を実施し、新型インフルエンザ (A/H1N1) が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム (NESID) の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。

2 第2の3で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

イ 第2の1の(2)で把握した新型インフルエンザ (A/H1N1) の集団発生に係る情報

ウ 都道府県等において臨時休業の要請を行い、実際に臨時休業した施設数

2 (1)の報告は、暫定的感染症サーベイランスシステム (iNESID) で行うものとする。

第4 実施時期

1 新型インフルエンザ (A/H1N1) を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間、実施する。その具体的な時期については、おって連絡することとする。

2 なお、新型インフルエンザ (A/H1N1) を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後、感染拡大の早期探知のための集団発生の把握は中止するが、各自治体において、ウイルスの感染性や病原性の変化を把握するため、一部の集団発生について疫学調査や確認検査を行うことは差し支えない。

第5 その他

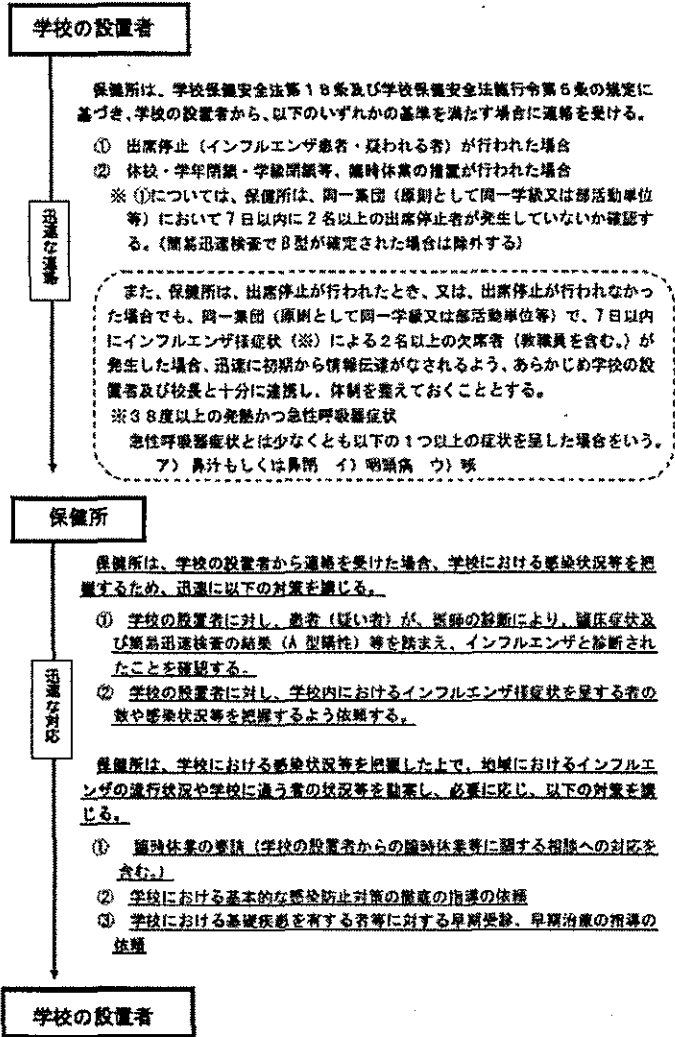
1 第2の1の(1)の検査の結果、新型インフルエンザ (A/H1N1) が陽性であった場合、地方衛生研究所は、感染症サーベイランスシステム (NESID) の「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。

2 第2の1の(1)で地方衛生研究所が検査を行うに際しては、PCR検査に加えてウイルスの分離・同定を行うことも検討することとする。

別紙1

学校における新型コロナウイルス・クラスターサーベイランスの流れ

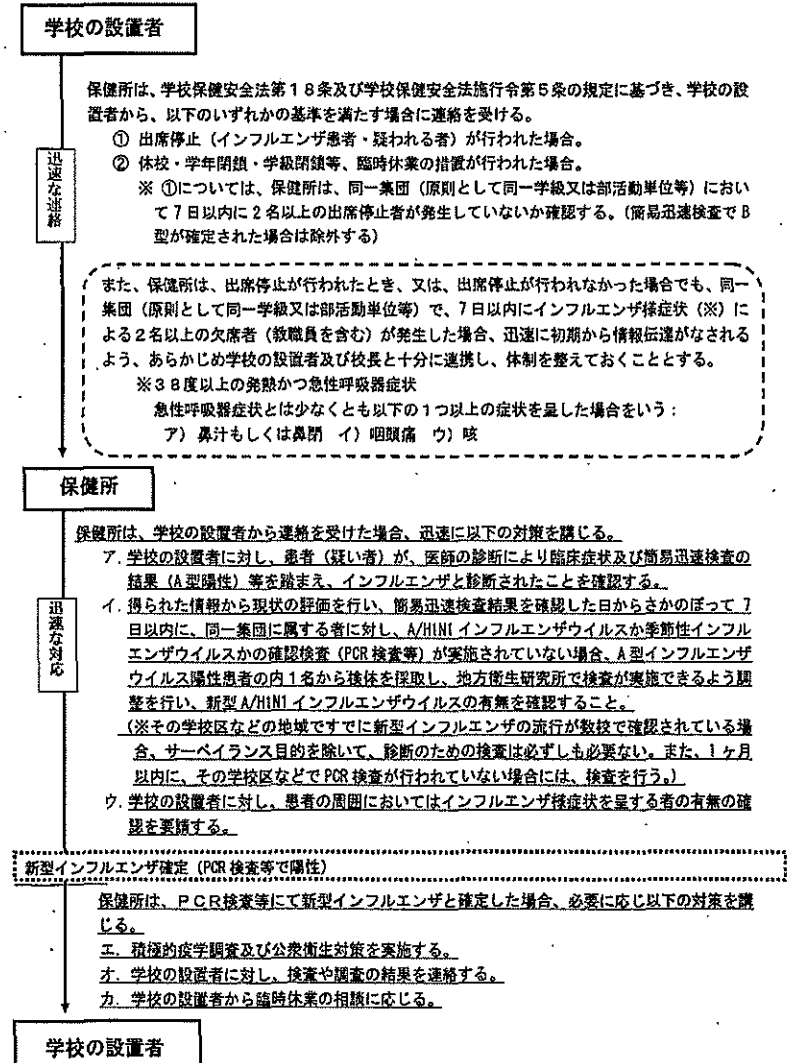
<目的> 地域における新型コロナウイルスの発生を早期に探知すること



別紙1

学校における新型コロナウイルス・クラスターサーベイランスの流れ

<目的> 地域における新型コロナウイルスの発生を早期に探知すること



別紙2

社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的>社会福祉施設等での新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生を早期に探知するとともに、重症化するおそれがある者への感染を防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状(※1)を呈する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が次の条件を満たす場合は、保健所に連絡する。(※2)

インフルエンザ様症状を有する者について、医師(嘱託医や主治医等)が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。(※3)

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
 - ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい、
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
 - ア)鼻汁もしくは鼻閉 イ)咽頭痛 ウ)咳
- ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
- ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

迅速な連絡

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、当該施設等における感染状況等を把握するため、迅速に以下の対策を講じる。

社会福祉施設等の施設等に対し、施設内におけるインフルエンザ様症状を呈する者の数や感染状況等を把握するよう依頼する。

保健所は、施設等における感染状況等を把握した上で、地域におけるインフルエンザの流行状況や施設等に属する者の状況等を総合的に勘案し、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 臨時休業の要請の検討(施設長等からの相談への対応を含む。)
- ② インフルエンザ様症状を呈する者に対する外出自粛の要請等
- ③ 施設等に対する基本的な感染防止対策の徹底の呼びかけの依頼

重症化するおそれが高い者が集団生活する施設等において、集団発生しているおそれがある旨の連絡を受けた場合、迅速に以下の対応を講じるものとする。

- ① 早期受診を勧奨するとともに、医師の判断により、PCR検査を実施
- ② 施設内の濃厚接触者に対する予防接種の検討
- ③ 施設の職員等でインフルエンザ様症状を呈する者又は濃厚接触者に対する外出自粛の要請

社会福祉施設等の施設長等

迅速な対応

別紙2

社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的>社会福祉施設等での新型インフルエンザの発生を早期に探知するとともに、ハイリスク者へ感染が伝播することを防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状(※1)を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が次の条件を満たす場合は、保健所に連絡する。(※2)

○インフルエンザ様症状を有する者について、医師(嘱託医や主治医等)が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。(※3)

- ※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状
 - ・ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい、
 - ・急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：
 - ア)鼻汁もしくは鼻閉 イ)咽頭痛 ウ)咳
 - ※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。
 - ※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。
- (注:この基準に基づき連絡を行うのは夏場における有症者が比較的少ない時期の運用であり、今後、運用状況に応じて見直しがあり得るものである。)

迅速な連絡

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、迅速に以下の対策を講じる。

ア. 得られた情報から現状の評価を行い、当該施設において、簡易迅速検査結果を確定した日からさかのぼって7日以内に新型インフルエンザウイルスか季節性インフルエンザウイルスかの確認検査(PCR検査等)が実施されていない場合、A型インフルエンザウイルス陽性患者のうち、1名から検体を採取し、地方衛生研究所で検査が実施できるよう調整を行い、新型A/H1N1インフルエンザウイルス感染の有無を確認すること。

イ. 社会福祉施設等の施設長等又は当該患者を診察した医療機関の医師、嘱託医と連携し、検体採取を行うこと。(社会福祉施設等の施設長等はその検体採取に協力すること。)

ウ. 施設内及び施設等の利用者及び職員等におけるインフルエンザ様症状を有する者の有無を確認するよう、社会福祉施設等の施設長等に指示し、結果を保健所に報告させること。(社会福祉施設等の施設長等はその指示に従うこと。)

迅速な対応

新型インフルエンザ確定(PCR検査等で陽性)

保健所は、PCR検査等にて新型インフルエンザと確定した場合、必要に応じ以下の対策を講じる。

- エ. 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。
- オ. 社会福祉施設等の施設長等に対し、検査及び調査の結果を連絡する。
- カ. 社会福祉施設等の施設長等から臨時休業の相談に応じる。

社会福祉施設等の施設長等

インフルエンザサーベイランス

第1 目的

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

第2 実施方法

- 1 インフルエンザ定点医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、インフルエンザと診断した患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。

（参照）

- ・ 平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」
- 2 新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）に係る情報については、法第14条の規定に基づく届出と同様の様式、方法にて、保健所に報告を行うものとする。

第3 厚生労働省に対する報告について

保健所は、第2により入手した情報を、毎週水曜までに、厚生労働省に報告することとする

当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。

インフルエンザサーベイランス

第1 目的

インフルエンザ定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生動向を把握する。

第2 実施方法

- 1 インフルエンザ定点医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、インフルエンザと診断した患者について、1週間（月曜日から日曜日）ごとに、保健所に報告する。

（参照）

- ・ 平成11年健医発第458号厚生省保健医療局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査業の実施について」
- 2 新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）に係る情報については、法第12条の規定に基づく届出にかかわらず、法第14条の規定に基づく届出と同様の様式、方法にて、保健所に報告を行うものとする。

第3 厚生労働省に対する報告について

保健所は、第2により入手した情報を、毎週水曜までに、厚生労働省に報告することとする

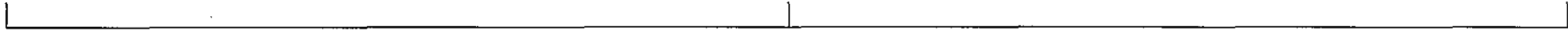
当該報告は、感染症サーベイランスシステム（NESID）で行うものとする。

第4 実施時期

通年、実施する。

第5 その他

インフルエンザ定点医療機関においては、診察したインフルエンザ様症状の患者について、臨床的に新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断できない場合については、インフルエンザとして届出を行うこととする。



事務連絡

平成21年8月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター
(集団発生) サーベイランスへの協力について

標記については、平成21年6月30日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について」(厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名。以下「6月30日事務連絡」という。)及び平成21年7月27日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について」(厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名。以下「7月27日事務連絡」という。)において協力をお願いしていたところですが、今般、今後のサーベイランス体制については、平成21年8月25日付け事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について」(厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局。以下「8月25日本部事務連絡」という。)(別添)のとおりとされ、同日から運用されることとなりましたのでお知らせいたします。

社会福祉施設等に対しては、8月25日本部事務連絡の別添1第2、1(3)のとおり、引き続き施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められていますので、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、下記事項に留意の上、インフルエンザ様症状を有する者が発生した場合の保健所への連絡及び協力が行えるよう、管内社会福祉施設等及び市町村に対する周知徹底をお願いいたします。

す。

なお、6月30日事務連絡及び7月27日事務連絡については、廃止します。

記

- 1 8月25日本部事務連絡の「社会福祉施設等」とは、別紙の範囲のとおりとすること。

また、児童関係施設等及び障害関係施設においては、別紙の施設と同様な業務を目的とする施設の施設長及び同様な福祉サービスを提供する事業の実施者についても、必要に応じ、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、保健所への迅速な連絡及び協力についての周知を図ること。

- 2 社会福祉施設等におけるインフルエンザ様症状の者等の報告等については、当分の間、8月25日本部事務連絡の別紙2の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」のフローチャートにより行うことし、平成17年2月22日付け通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名）の取扱いとはしないこと。

別紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 通所リハビリテーション事業所
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

【児童関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所
- 母子福祉センター
- 母子休養ホーム
- 次の事業の実施施設等
 - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
 - ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
 - ・ 家庭的保育事業
 - ・ 妊産婦ケアセンター

【障害関係施設】

（障害者自立援法関係施設・事業所等）

- 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括支援事業を除く。）を行う事業所
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 地域生活支援事業を行う事業所（日中一時支援事業・盲人ホーム等障害者が通所する事業に限る。）
- 小規模作業所（地方公共団体より助成を受けているものに限る。）

(身体障害者福祉法関係施設)

- 身体障害者更生援護施設 (※)
 - ・身体障害者更生施設
 - ・身体障害者療護施設
 - ・身体障害者授産施設
- 身体障害者社会参加支援施設
 - ・身体障害者福祉センター
 - ・盲導犬訓練施設

(知的障害者福祉法関係施設)

- 知的障害者援護施設 (※)
 - ・知的障害者更生施設
 - ・知的障害者授産施設
 - ・知的障害者通勤寮

(精神保健福祉法関係施設)

- 精神障害者社会復帰施設 (※)
 - ・精神障害者生活訓練施設
 - ・精神障害者授産施設
 - ・精神障害者福祉工場

(知的障害児施設等)

- 知的障害児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
- 重症心身障害児(者)通園事業実施施設

(※)障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営できるとされたものに限る。